

2007年(平成19年)5月24日

TAC株式会社

代表取締役社長 斎藤 博明 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL:078 361 7234

FAX:078 361 7228

URL:<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 かけはし法律事務所

弁護士 亀井 尚也

TEL:078 361 9494

FAX:078 361 9493

## 再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より過日頂きました「平成19年4月10日付 回答書」について、その趣旨は概ね理解致しましたが、更に契約内容を適正化するとともに受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、本申入書に対する貴社の更なるご対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答のうえ、あわせて見直し後の講座申込規定等の資料をご送付いただきますよう、あわせて申し入れます。

### 第1 再申入れの趣旨

- 1 解約事由について、貴社のご回答は「実際の解約事由等を反映した解約・返金条項とすべく、当該条項の見直しを進めている」というものであるが、この点につき、理由の如何を問わず解約を認める記載にして頂きたい。また、見直し変更の時期が不明確であるので、明確に時期を記載して頂きたい。
- 2 返金額について解約・返金条項に実態を反映すべく、当該条項の見直しを進めている

とのことなので、その結果に基づく「申し込みに関する注意事項」の改定内容について、具体的に提示して頂きたい。

## 第2 再申入れの理由

- 1 当NPO法人の申入書に記載したとおり、本件のような準委任契約において自由な契約解約権を制約することは消費者契約法10条により無効と解釈されるのであり、貴社ご回答のように解約事由を列挙することは、たとえこれを広く規定することとしても、原則と例外が逆であって、受講申込者の利益を不当に侵害するおそれがあると言わざるを得ないため。
- 2 返金額について解約・返金条項に実態を反映すべく、当該条項の見直しを進めているということであるが、さほど時間を要する作業とは思われないため。

以上